

平成18年 6月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日本油脂株式会社

(証券コード 4403)

代表取締役
社 長 中 嶋 洋 平

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成18年6月28日までに同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階
スペース6 会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第83期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の買受け報告の件

決議事項

- 第1号議案 第83期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 会計監査人選任の件
 - 第7号議案 取締役の報酬額改定の件
4. 議決権の行使についてのご案内
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席していただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類および添付書類に記載すべき事項を修正する場合のご案内
株主総会参考書類および添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nof.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

1. 議案および参考事項

第1号議案 第83期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、別添同封の第83期報告書26頁に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識し、財務体質の充実と経営基盤の強化を図るとともに、配当額の向上に努めております。

当期の利益配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えすべく、前期と比べ1株につき1円増配し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき3円）を加えまして、当期の年間配当金は、1株につき9円となります。

当期の役員賞与につきましては、当期の業績ならびに従来の支給実績、その他諸般の事情を勘案し、当期末の取締役8名に対し、役員賞与35百万円を支給させていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法において、株券を発行する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第6条(株券の発行)を新設するものであります。また、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第23条(取締役会の設置)、第34条(監査役および監査役会の設置)ならびに第6章会計監査人、第44条(会計監査人の設置)および第45条(会計監査人の選任)、第46条(会計監査人の任期)、第47条(会計監査人の報酬等)を新設するものであります。

会社法の施行に伴い、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、この機会に、内容を整理するため、現行定款第4条（公告）、第5条（発行する株式の総数）、第6条（自己株式の取得）、第7条（1単元の株式数および単元未満株券の不発行）、第7条の2（単元未満株式の買増し）、第8条（株券の種類）、第9条（名義書換代理人）、第10条（株主の届出）、第11条（基準日）、第13条（総会の議長）、第14条（総会の決議）、第17条（取締役の選任）、第19条（代表取締役の選任）、第20条（役付取締役）、第21条（相談役または顧問の委嘱）、第22条（取締役の権限）、第24条（取締役会規則）、第25条（取締役の報酬）、第26条（取締役の責任免除）、第27条（監査役の選任）、第28条（監査役の任期）、第28条の4（監査役会規則）、第29条（監査役の報酬）、第30条（監査役の責任免除）、第31条（決算期）、第32条（利益配当金の支払）、第33条（中間配当）および第35条（利益配当金等の除斥期間）について、所要の変更を行い、現行定款第16条（議事録）を削除するものであります。

- (2) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基きインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (4) 株主総会の適正な運営を図るため、議決権代理行使の資格および員数を制限するため、現行定款第15条（議決権の代理行使）について、所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役会が経営環境の変化に迅速に対応し、より機動的な経営体制を構築するために、定款第20条（取締役の員数）を新設するものであります。
- (6) 株主各位の取締役の信を問う機会を増やすべく取締役の任期を1年に短縮するため、現行定款第18条（取締役の任期）について、所要の変更を行うものであります。
- (7) 当社は、意思決定の迅速化を図るため「執行役員制度」を導入しておりますが、同制度の位置付けをより明確にするため、定款第26条（執行役員）を新設するものであります。

- (8) 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう、定款第30条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (9) 補欠監査役の予選の効力を2年とするため、定款第36条（補欠監査役の予選の効力）を新設するものであります。
- (10) 会社法第390条第3項の規定に則り、定款第38条（常勤の監査役）を新設するものであります。
- (11) 当社第14回無担保転換社債が平成18年3月31日に満期償還を迎えたことに伴い、現行定款第34条（転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等の計算）を削除するものであります。
- (12) 上記各変更に伴い、章、条数等につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（公告） 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は783,828,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（<u>公告方法</u>） 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（<u>発行可能株式総数</u>） 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>783,828,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="230 173 342 196">< 新 設 ></p> <p data-bbox="207 309 414 332">(自己株式の取得)</p> <p data-bbox="201 340 642 468">第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を買受けることができる。</u></p> <p data-bbox="207 514 642 567">(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="201 582 642 839">第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、<u>1,000株とする。</u> 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="230 884 342 907">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="690 173 842 196">(株券の発行)</p> <p data-bbox="684 204 1125 264">第 6 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p data-bbox="690 309 914 332">(自己の株式の取得)</p> <p data-bbox="684 340 1125 468">第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p data-bbox="690 514 1125 567">(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p data-bbox="684 582 1125 808">第 8 条 当社の <u>単元株式数</u>は、<u>1,000株とする。</u> 当社は、<u>第6条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="690 884 1033 907">(単元未満株式についての権利)</p> <p data-bbox="684 922 1125 1081">第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p data-bbox="730 1096 1125 1149">(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p data-bbox="730 1164 1125 1217">(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p data-bbox="730 1232 1125 1323">(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p data-bbox="730 1338 1098 1360">(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増し) 第7条の2 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>(株券の種類) 第8条 <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示ならびにそれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u> <u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取および買増し等に関する請求ならびに届出の手續および手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主の届出)</p> <p>第10条 株主および登録質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の<u>名義書換代理人</u>に届けなければならない。ただし、署名の慣習ある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当社の<u>名義書換代理人</u>に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</u></p> <p><u>前項</u>その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(株主の届出)</p> <p>第13条 株主および登録株式質権者またはこれらの法定代理人は、氏名、住所および印鑑を当社の<u>株主名簿管理人</u>に届けなければならない。ただし、署名の慣習のある外国人は、署名鑑を届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>株主、登録株式質権者またはこれらの法定代理人が外国に居住する場合には、日本国内に仮住所を定め、または日本国内に居住する者を代理人に選定して、その旨を当社の<u>株主名簿管理人</u>に届けなければならない。</p> <p>これを変更したときも同様である。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。 <u>取締役社長欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎年6月、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(総会の招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>代表取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数によって決定する。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決定する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録して、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行い、当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <新 設></p>	<p>(総会の決議)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p><削 除></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第17条 <u>取締役は、株主総会において選任し、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。ただし、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(代表取締役の選任) 第19条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p> <p>(役付取締役) 第20条 <u>取締役会の決議をもって、取締役社長1名を置く。業務上必要があるときは、取締役会の決議をもって、取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>(取締役会の設置) 第23条 <u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役等) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって役付取締役等を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="230 173 339 198">< 新 設 ></p> <p data-bbox="207 299 642 390">(相談役または顧問の委嘱) <u>第21条</u> 取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。</p> <p data-bbox="207 459 642 610">(取締役の権限) <u>第22条</u> 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</p> <p data-bbox="207 651 642 898">(取締役会の招集) <u>第23条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p data-bbox="230 938 339 963">< 新 設 ></p> <p data-bbox="207 1100 642 1221">(取締役会規則) <u>第24条</u> 取締役会に関しては、この定款のほか取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p data-bbox="694 173 804 198">(執行役員)</p> <p data-bbox="685 202 1129 263"><u>第26条</u> 取締役会は、その決議によって執行役員を定めることができる。</p> <p data-bbox="694 299 918 323">(相談役および顧問)</p> <p data-bbox="685 328 1129 418"><u>第27条</u> 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。</p> <p data-bbox="694 459 892 483">(取締役会の権限)</p> <p data-bbox="685 488 1129 610"><u>第28条</u> 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</p> <p data-bbox="694 651 892 675">(取締役会の招集)</p> <p data-bbox="685 680 1129 898"><u>第29条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、各取締役および各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p> <p data-bbox="694 938 958 963">(取締役会の決議の省略)</p> <p data-bbox="685 967 1129 1058"><u>第30条</u> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p data-bbox="694 1100 865 1124">(取締役会規則)</p> <p data-bbox="685 1129 1129 1250"><u>第31条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬は、株主総会の決議によって、これを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 <新 設></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u> <u>監査役および補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって、これを決する。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第34条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>補欠者の選任の効果は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p><u>補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第28条の2 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第36条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第38条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p>第39条 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) 第28条の3 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集) 第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発するものとする。ただし、各監査役の同意を得て、この期間をさらに短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規則) 第28条の4 監査役会に関しては、この定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会規則) 第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって、これを定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除) 第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p><新 設> <新 設></p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第44条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(会計監査人の選任) 第45条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	(会計監査人の任期)
	<p>第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
< 新 設 >	(会計監査人の報酬等)
	<p>第47条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
(決算期)	(事業年度)
<p>第31条 <u>当社の決算期は、毎年3月31日とする。</u></p>	<p>第48条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
(利益配当金の支払)	(剰余金の配当)
<p>第32条 <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</u></p>	<p>第49条 <u>当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u></p>
(中間配当)	(中間配当)
<p>第33条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当という)をすることができる。</u></p>	<p>第50条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等の計算</u>)</p> <p><u>第34条 毎年4月1日から9月30日まで</u> <u>の間に転換社債の転換により発行された株式に対する最初の前条の中間配当金については、4月1日に転換があったものとみなし、毎年10月1日から3月31日までの間に転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金については、10月1日に転換があったものとみなして、これを支払う。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第35条 利益配当金および第33条による中間配当金は、支払提供の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社は、支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第51条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当社は、支払の義務を免れるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
1	中 嶋 洋 平 (昭和17年1月2日生)	昭和41年4月 当社入社 平成10年6月 同取締役、経営企画室長 平成11年6月 同常務取締役、経営企画室長 平成12年6月 同常務取締役、執行役員、経営企画室長 平成12年8月 同常務取締役、執行役員 平成14年4月 同代表取締役社長、執行役員 平成14年6月 同代表取締役社長 現在に至る	61,000株
2	稲 葉 由 大 (昭和21年2月14日生)	昭和45年4月 当社入社 平成6年6月 同愛知事業所衣浦工場長 平成13年4月 同愛知事業所長 平成13年6月 同執行役員、愛知事業所長 平成15年6月 同執行役員、設備・環境安全統括室長 現在に至る	11,000株
3	大 井 弘 雄 (昭和20年1月25日生)	昭和42年4月 株式会社富士銀行入行 平成6年6月 同取締役、業務渉外部長 平成7年5月 同取締役、名古屋支店長 平成9年6月 ファインクレジット株式会社代表取締役社長、ワールドコンピューターセンター株式会社代表取締役社長 平成12年6月 当社常務取締役、執行役員 平成13年8月 同常務取締役、執行役員、物流プロジェクト部長 平成14年6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る	29,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式の数
4	大 池 弘 一 (昭和21年2月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年6月 同執行役員、経営企画室担当部長 平成12年8月 同執行役員、経営企画室長 平成14年6月 同取締役兼執行役員、経営企画室長 平成15年6月 同取締役兼常務執行役員 現在に至る	32,100株
5	沓 澤 逸 男 (昭和22年11月10日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年4月 同愛知事業所衣浦工場長 平成15年6月 同執行役員、化成事業部長 平成16年10月 同執行役員、化成事業部長兼中国プロジェクト本部長 現在に至る	9,000株
6	小 西 周 志 (昭和24年10月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年5月 人事・総務部長 平成14年6月 同執行役員、人事・総務部長 現在に至る	7,000株
7	藤 郷 栄 康 (昭和20年6月27日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年6月 同執行役員、人事・総務部長 平成14年5月 同執行役員、秘書室秘書役 平成14年6月 同取締役兼執行役員、秘書室秘書役 平成14年9月 同取締役兼執行役員、秘書室長 現在に至る	28,000株
8	服 部 勝 英 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成12年6月 同執行役員、化薬事業部長 平成14年9月 同常務執行役員、化薬事業本部長 平成15年6月 同取締役兼常務執行役員、化薬事業本部長 平成16年12月 同取締役兼常務執行役員、経営企画室長 現在に至る	18,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. は新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役山崎真吾氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ておりません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
小川高明 (昭和18年8月13日生)	昭和42年4月 帝国火工品製造株式会社入社 昭和45年6月 同社が当社に吸収合併されたことに伴い、当社入社 平成12年6月 同執行役員、秘書室長 平成14年9月 同執行役員、化薬事業本部火薬事業部長 平成15年6月 株式会社ジャベックス代表取締役社長 平成16年12月 当社執行役員、化薬事業本部長 現在に至る	13,341株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、退任する監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を予め選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
川上 幸之輔 (昭和18年6月10日生)	昭和41年4月 株式会社富士銀行入行 昭和63年1月 同アトランタ支店長 平成元年3月 同国際企画部参事役 平成元年5月 富士銀投資顧問株式会社専務取締役 平成7年11月 富士投信投資顧問株式会社専務取締役 平成12年10月 みずほ証券株式会社監査役 平成16年4月 同理事 平成16年6月 大同メタル工業株式会社非常勤監査役 現在に至る	株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役としての要件を満たしております。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である中央青山監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、新たに後任の会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本總會への提出につきましては、予め監査役会の同意を得ておりません。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	新日本監査法人
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル その他の事務所 (国内) 35カ所 (海外) 21カ所
沿 革	昭和60年10月 監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人の合併により太田昭和監査法人を設立 平成12年4月 センチュリー監査法人との合併により監査法人太田昭和センチュリーを設立 平成13年7月 監査法人テイケイエイ飯塚毅事務所および高千穂監査法人と合併、名称を新日本監査法人に変更 平成17年7月 監査法人大成会計社と合併
構成人員	社員 537名(代表社員324名、社員213名) 職員 公認会計士 1,093名 会計士補 1,160名 その他 661名 合計 3,451名

(平成18年3月31日現在)

第7号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和63年6月29日開催の第65期定時株主総会において「月額2,600万円以内」としてご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化ならびに平成16年6月29日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し職務・業績との連関性をより高めた役員報酬に一本化したことなど諸般の事情を勘案するとともに、期末決算賞与を一体化した今後の取締役報酬の機動的な運用を可能とするため株主総会でのご承認額を月額方式から年額方式に改め、取締役の報酬額を「年額360百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

なお、第3号議案のご承認を賜りますと、取締役は8名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー 4階
「スペース6」会議室



(交通のご案内)

J R：山手線、埼京線 恵比寿駅

東口改札右折、「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」から
「恵比寿ガーデンプレイスタワー」へ徒歩約10分

地下鉄：日比谷線 恵比寿駅

1番出口正面「atré」ビルのエスカレーターでJR恵比寿駅東口改札へ徒歩約15分